別紙

区　分	整備事業
事業名	ア　産地競争力の強化 （ア）　産地収益力の強化に向けた総合的推進 a　耕種作物小規模土地基盤整備 b　飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 c　耕種作物産地基幹施設整備 d　畜産物産地基幹施設整備 e　農業廃棄物処理施設整備 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、　スマート農業実践施設の整備、環境保全（小規模公害防除）の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用、物流 2024 年問題への取組
補助金の交付対象	1　市町村 2　農業者の組織する団体（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）別記１に定めるものをいう。） 3　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 4　土地改良区 5　消費者団体及び市場関係者（交付等要綱別記１に定めるものをいう。ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限る。） 6　事業協同組合連合会及び事業協同組合 7　食品事業者（以下のアからウまでの場合に限る。） ア　米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては、米粉製品の処理加工設備の整備は対象外） イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設の整備は対象外） ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組を除く。） 8　民間事業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組に係る事業においては、交付等要綱別記１の第２の２の(４)の(ア)及び(イ)の２項目とする。） 9　中間事業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外） 10　流通業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた

	総合的推進の取組においては対象外） 11　公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外） 12　知事が地方農政局長等と協議して認める団体 13　コンソーシアム（交付等要綱別記１に定めるものに限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外）
補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	（１）稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は 10 分の４以内。 （２）乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は３分の１以内。 （３）米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は３分の１以内。 （４）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は３分の１以内。 （５）野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は３分の１以内。 （６）畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合は３分の１以内。 （７）家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合は３分の１以内。 （８）大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合は３分の１以内。 （９）畜産副産物肥飼料利用施設を整備する場合は３分の１以内。 (10) 受益が１経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）は事業費の 10 分の３以　　内。 (11) 農用地土壌汚染防止法第３条第１項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対象地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合は事業費の 20 分の 11 以内。

別紙

区　分	整備事業
事業名	ア　産地競争力の強化 （イ）産地合理化の促進 ａ　穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 ｂ　集出荷貯蔵施設等再編利用 ｃ　農産物処理加工施設等再編利用 ｄ　食肉等流通体制再編整備 ｅ　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 ｆ　乳業再編等整備 (a) 効率的乳業施設整備 (b) 集送乳合理化推進整備 (c) 需給調整拠点施設整備
補助金の交付対象	1　市町村（（イ）のａからｅまでの事業に限る。） 2　農業者の組織する団体（交付等要綱別記１に定めるものをいう。） 3　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 4　土地改良区（（イ）のａの事業に限る。） 5　食品事業者（（イ）のｅの事業に限る。） 6　知事が地方農政局長等と協議して認める団体（（イ）のａからｄまでの事業に限る。） 7　公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（（イ）のｄの事業に限る。） 8　事業協同組合連合会及び事業協同組合 9　農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第２条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成 15 年 10 月１日農林水産省告示第 1538 号）第２号に規定する基準に適合する者に限る。ただし、（イ）のｆの（ａ）及び（ｃ）の事業に限る。） 10　乳業再編等協議会（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、（イ）のｆの（ａ）の事業に限る。） 11　コンソーシアム（交付等要綱別記１に定める場合に限る。） 12　（イ）のｆの（ｂ）の事業にあっては、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 10 条第１項に規定する指定事業者とする。
補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	1　乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は３分の１以内。 2　米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は３分の１以内。 3　食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合は３分の１以内。 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合は３分の１以内。 4　受益が１経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）は事業費

	の 10 分の 3 以内。

別紙

区　分	整備事業
事業名	ア　産地競争力の強化 （ウ）重点政策の推進 ａ　耕種作物小規模土地基盤整備 ｂ　飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ｃ　農産物処理加工施設等再編利用 ｄ　畜産物産地基幹施設整備 ｅ　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 （　みどりの食料システム戦略の推進、産地における戦略的な人材育成の推進　）
補助金の交付対象	１　市町村 ２　農業者の組織する団体（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）別記１に定めるものをいう。） ３　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ４　土地改良区 ５　消費者団体及び市場関係者（交付等要綱別記１に定めるものをいう。ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限る。） ６　事業協同組合連合会及び事業協同組合 ７　食品事業者（以下のアからウまでの場合に限る。） ア　米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては、米粉製品の処理加工設備の整備は対象外） イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設の整備は対象外） ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組を除く。） ８　民間事業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組に係る事業においては、交付等要綱別記１の第２の２の(４)の(ア)及び(イ)の２項目とする。） ９　中間事業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外） 10　流通業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外） 11　公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外） 12　知事が地方農政局長等と協議して認める団体 13　コンソーシアム（交付等要綱別記１に定めるものに限る。なお、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては対象外）

補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	２分の１以内

別紙

区　分	整備事業
事業名	ア　産地競争力の強化 (エ)　農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進 a　耕種作物産地基幹施設整備
補助金の交付対象	1　市町村 2　農業者の組織する団体（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）別記１に定めるものをいう。） 3　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 4　土地改良区 5　消費者団体及び市場関係者（交付等要綱別記１に定めるものをいう。ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限る。） 6　事業協同組合連合会及び事業協同組合 7　食品事業者（以下のアからウまでの場合に限る。） ア　米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては、米粉製品の処理加工設備の整備は対象外） イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組においては、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設の整備は対象外） ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合（農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組を除く。） エ　国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事業者が集出荷貯蔵施設のうちストックセンターを整備する場合 8　民間事業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、農産物等輸出の拡大に向けた総合的推進の取組に係る事業においては、交付等要綱別記１の第２の２の(４)の(ア)及び(イ)の２項目とする。） 9　中間事業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限る。なお、農産物の輸出の推進に向けた総合的推進の取組においては対象外） 10　流通業者（交付等要綱別記１に定めるものに限る。ただし、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。なお、農産物の輸出の推進に向けた総合的推進の取組においては対象外） 11　公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限る。なお、農産物の輸出の推進に向けた総合的推進の取組においては対象外） 12　知事が地方農政局長等と協議して認める団体 13　コンソーシアム（交付等要綱別記１に定めるものに限る。なお、農産物の輸出の推進に向けた総合的推進の取組においては対象外）
補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費

補助率	交付金の交付率は定額（事業費の２分の１以内とする）

別紙

区　分	整備事業
事業名	イ　食料システム構築支援タイプにおける北海道の取組
補助金の交付対象	1　市町村 2　公社 3　農業者 4　農業者の組織する団体 5　民間事業者（交付等要綱別記３に定めるものに限る） 6　特認団体 7　コンソーシアム（交付等要綱別記３に定めるものに限る）
補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	２分の１以内

別紙

区　分	整備事業
事業名	ウ　経営改善（農地利用効率化等支援） （ｱ）融資主体型補助事業 （ｲ）追加的信用供与補助事業
補助金の交付対象	市町村
補助対象経　　費	市町村が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	(ｱ)の事業 次の（１）から（３）のうち最も低い額を限度として事業実施主体ごとに算定した額。 （１）助成の対象となる経費に 10 分の３を乗じて得た額。 （２）助成の対象となる経費のうち融資額。 （３）助成の対象となる経費から融資額及び他の地方公共団体等による助成額を控除して得た額。 (ｲ)の事業 保証付き融資の額の合計額に、15 分の１を乗じて得た額に相当する額。

別紙

区　分	整備事業
事業名	エ　担い手確保・経営強化支援 (ｱ) 融資主体型補助事業 (ｲ) 追加的信用供与補助事業
補助金の交付対象	市町村
補助対象経費	市町村が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	(ｱ)の事業 次の（１）から（３）のうち最も低い額を限度として算定した額。 （１）助成の対象となる経費に２分の１を乗じて得た額。 （２）助成の対象となる経費のうち融資額。 （３）助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額。 (ｲ)の事業 保証付き融資の額の合計額に、15 分の１を乗じて得た額に相当する額。

別紙

区　分	整備事業
事業名	オ　地域農業構造転換支援 (ｱ) 地域農業構造転換支援対策のうちリース導入以外 (ｲ) 地域農業構造転換支援対策のうちリース導入
補助金の交付対象	市町村
補助対象経費	市町村が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	(ｱ)の事業 助成の対象となる経費に10分の３を乗じて得た額。 (ｲ) の事業 「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き)」×３／７以内 ただし、当該リース物件のリース期間を４年未満とする場合にあっては、次の算式によるものとする。 「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き)」×（リース期間（１か月未満は切り捨て）／７年間）×0.75以内

別紙

区　分	推進事業
事業名	ア　産地競争力の強化 産地収益力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物、果樹、生産体制保安、家畜改良増殖、生乳乳製品流通、酪農経営体質強化）
補助金の交付対象	1　市町村 2　農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。） 3　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 4　消費者団体及び市場関係者（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限る。） 5　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する団体をいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。） 6　地方公共団体所属団体（消費者団体又は特定非営利活動法人及び地方公共団体が所属している団体をいう。） 7　知事、総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体
補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	2 分の 1 以内。 ただし、酪農経営体質強化の取組に係る経費については定額

別紙

区　分	推進事業
事業名	イ　食料システム構築支援タイプにおける都道府県の取組
補助金の交付対象	1　市町村 2　公社 3　農業者 4　農業者の組織する団体 5　民間事業者（交付等要綱別記３に定めるものに限る） 6　特任団体 7　コンソーシアム（交付等要綱別記３に定めるものに限る）
補助対象経費	補助対象者が強い農業づくり事業を行う場合又は強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費
補助率	２分の１以内